

戸塚区連合町内会自治会連絡会9月定例会 議 題 説 明 書

神奈川県共同募金会横浜市戸塚区支会

議題名: 共同募金運動に伴う「戸別募金」についてのお知らせとご協力のお願い

【内容】

令和6年度共同募金運動の戸別募金について、自治会・町内会へのご協力の依頼です。

【開催期間】

令和6年10月1日～令和6年12月27日

【事務局】

神奈川県共同募金会横浜市戸塚区支会
戸塚区社会福祉協議会内(担当:森川・山口)

【例年あげている議題か?】

例年9月の区連会にてご依頼しております。

**【会議に参加している地区連長が、各地区の単会会長に何を伝えればいいのか?】
【各単会の会長に何を依頼したいのか?】(具体的に記入してください。)**

○共同募金戸別募金へのご協力をお願いします。

・共同募金用資材は9月20日以降ご指定の配送先へお送りいたします。

・募金が集まり次第、郵便払込、または窓口にて納入をお願いします。

納入期間

令和6年10月1日～令和6年12月27日

【その他、注意することなど】

・資材の数量が不足する場合は事務局へご連絡ください。

・募金を郵便払込で納入する際は、募金運動用資材に同封の注意事項にご留意ください。

問合せ先

担当部署 神奈川県共同募金会横浜市戸塚区支会

担当者名 森川・山口

TEL 045-866-8434 FAX 045-862-5890

【自治会・町内会名】 様

神奈川県共同募金会横浜市戸塚区支会
支会長 相澤 辰信

共同募金運動に伴う「戸別募金」について（ご依頼）

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

例年、自治会町内会長の皆様には共同募金運動に多大なご尽力をいただき、誠にありがとうございます。毎年、多額のご寄付をいただくことができ、区内および県内の社会福祉事業や、さまざまな地域活動を応援するための資金に役立てられています。

本年も例年同様、募金運動を実施いたしますので、皆様に戸別募金運動のご協力をお願い申し上げます。

1 募金納入期間 令和 6 年 10 月 1 日～令和 6 年 12 月 27 日

2 募金納入方法

(1) 郵便払込

同封の払込取扱票（ゆうちょ銀行）をお使いください。なお、資材回答票で払込取扱票（ゆうちょ銀行）を希望されなかった場合は、用紙を同封しておりませんのでご了承ください。

お振込み時に返却される「振替払込請求書兼受領証」が領収書となります。

別途領収書を希望される場合は、事務局までご連絡ください。

納入期限が過ぎた後もお振込みいただけます。

※払込用紙（青紙）を窓口にて使用した場合のみ手数料免除となります。ATM やネットバンキングを利用した場合には通常通りの手数料がかかります。ご注意ください。

(2) 窓口受付

事務局までご持参ください。現金を集計後、領収書を発行します。

なお、窓口が混み合う場合がございますので、郵便局からの払込をご利用いただけると幸いです。 **【窓口受付時間】月曜日～金曜日 9：00～17：00**

3 令和 6 年度目安額

※戸塚区では 1 世帯あたり 350 円を目安として、自治会町内会の目安額を設定しています。

●●●● 円

【事務担当】

森川・山口（戸塚区社会福祉協議会内）

TEL 045-866-8434 / FAX 045-862-5890

令和6年9月18日

【自治会・町内会名】 様

令和6年度 共同募金 資材内訳書

資材名	数量
協力者向け冊子“あかいはね”	【希望数もしくは基本数】
共同募金リーフレット	【希望数もしくは基本数】
ポスター（A4版） 横浜 DeNA ベイスターズ&横浜 F・マリノス	【希望数もしくは基本数】
ポスター（B3版）全国版	【希望数もしくは基本数】
払込取扱票（ゆうちょ銀行用）	【希望数もしくは基本数】
共同募金領収書	【希望数もしくは基本数】
封筒募金袋	【希望数もしくは基本数】
戸別募金ボランティアパンフレット	【希望数もしくは基本数】
戸別募金用チラシ	【希望数もしくは基本数】
赤い羽根（シール式）	【希望数】

○上記資材以外に、令和5年度事業報告ならびに収支決算書・令和6年度事業計画ならびに収支予算書を1部、令和6年度共同募金実施要領を1部、同封しております。

○資材の数量は、令和6年8月30日までにご回答いただきました「令和6年度共同募金運動用資材回答票」に基づき発送しております。回答票をご提出いただいていない自治会町内会については、基本数で発送させていただいております。

○資材の数量が不足する場合は、担当までご連絡をお願いいたします。別途送付させていただきます。なお、ご不明な点がございましたら、下記事務局までお問い合わせください。

神奈川県共同募金会戸塚区支会
(戸塚区社会福祉協議会内) 担当 森川・山口
TEL : 045-866-8434 / FAX : 045-862-5890

募金（寄付金）のご送金について

お振込み時に返却される「振替払込請求書兼受領証」が領収書となります。別途領収書をご希望される場合はお手数ではございますが、事務局までご連絡いただきますようお願い申し上げます。振込用紙（青紙）を窓口にて、振込みの場合のみ手数料が免除となります。ATMやネットバンキングでは通常の手数料がかかりますのでご注意ください。

※10万円以上のお振込みの際は本人確認書類のご提示を求められる場合がございます。

記入例：払込取扱票ご記入の際ご確認ください

99		払込取扱票									
口座記号番号										金額	
002704										110723	
加入者名 社会福祉法人 神奈川県共同募金会横浜市戸塚区支会										料金	備考
※本用紙を使用し窓口にて払込みをした場合、手数料が免除となります。 (ATMを使用した場合、手数料がかかります。ご注意ください)										免	
ご依頼人・通信欄 ①〇〇〇町内会/自治会 ②244-0003 戸塚区戸塚町 167-25 社協 はな子 045-866-8434										日	附
ご依頼人欄に、おとこ・おなまえをご記入ください。(承認番号東第 62143号) これより下部には何も記入しないでください。										印	

振替払込請求書兼受領証									
口座記号番号									
002704									
110723									
加入者名 社会福祉法人 神奈川県共同募金会横浜市戸塚区支会									
金額									
ご依頼人 ②社協 はな子									
料金 (消費税込み)									
日 附 印									
備考									

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。
切り取らないでお出しください。

- ①通信欄：自治会町内会名をお書きください
- ②ご依頼人：振込手続き者の住所・名前・電話番号をご記入ください。

【お問合せ先】
神奈川県共同募金会
横浜市戸塚区支会
(担当 森川・山口)
☎：045-866-8434

※こちらの払込取扱票をゆうちょ銀行窓口でご使用いただくと手数料が免除になります。
(ATMやインターネットバンキングをご利用の場合は手数料がかかります。)

99		払込取扱票									
口座記号番号										金額	
002704										110723	
加入者名 社会福祉法人 神奈川県共同募金会横浜市戸塚区支会										料金	備考
※本用紙を使用し窓口にて払込みをした場合、手数料が免除となります。 (ATMを使用した場合、手数料がかかります。ご注意ください)										免	
ご依頼人・通信欄 ① (自治会町内会) ② おとこ - おとこ おなまえ (ご連絡先電話番号 - -)										日	附
ご依頼人欄に、おとこ・おなまえをご記入ください。(承認番号東第 62143号) これより下部には何も記入しないでください。										印	

振替払込請求書兼受領証									
口座記号番号									
002704									
110723									
加入者名 社会福祉法人 神奈川県共同募金会横浜市戸塚区支会									
金額									
ご依頼人									
料金 (消費税込み)									
日 附 印									
備考									

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。
切り取らないでお出しください。

ご協力をお願い申し上げます。





令和6年度 共同募金実施要領

～ つながりをたやさない社会づくり ～

社会福祉法人神奈川県共同募金会

令和2年から続いたパンデミックの状況下は、国内の経済活動はもとより国民の生活に大きな変化がもたらされました。

昨年5月、新型コロナウイルス感染症による人々の行動制限が大幅に緩和されましたが、今なお、外出を控えて地域で孤立されている方々や、コロナ禍での離職等により経済的に困窮されている方々、さらに昨今の物価高騰により日常生活に困難をきたしている方々など、さまざまな角度から社会的な課題が提起されています。

また、近年多発する大規模災害によって被災された方々は、これまで当たり前に行っていた生活環境が脅かされたことで、避難生活を余儀なくされています。

昭和22年“国民たすけあい運動”の一環として開始された共同募金運動は、戦後間もない混乱期の中で支援を必要とする方々への民間福祉活動を財政面で支えるために、募金・配分事業を通じて一定の成果を収めてきました。

ポストコロナ社会への転換期である今だからこそ、共同募金草創期の理念と役割を改めて認識することで、喫緊の社会的な課題にも即応しながら広く地域福祉を推進していくことが求められています。

こととして78回目となる共同募金運動は、引き続き「つながりをたやさない社会づくり」を全国共通テーマに掲げて、“神奈川県内の地域福祉の推進”とともに社会的課題に対する“緊急支援事業”、国内大規模災害時の“被災者支援事業”にも積極的に取り組んでまいります。

I 共同募金の役割

1. 総合的な募金運動

共同募金は、地域福祉を推進する施設・団体が、それぞれ募金活動を行うことによって生じる混乱を避けるため、共同募金会が総合的に行う寄付金募集です。

2. たすけあいの心の普及

共同募金は、住民一人ひとりの“たすけあいの心”を育み、地域で行うさまざまな福祉活動を通じて、福祉文化の創造につながることを願って展開します。

3. 民間運動体としての事業展開

民間運動体としての役割を明確にして、事業の公平性・公益性を保つために法令を遵守するとともに、民間資金としての特質である「先駆性」「柔軟性と即応性」「多様性」を十分に発揮して事業を展開します。

4. 全国協調と地域性

共同募金運動は、全国一斉に協調して行われますが、実施の区域は都道府県とし、地域福祉を構成する県民との協働により実施します。

5. ボランティア活動

共同募金は、ボランティアの組織的な活動による協力を得て推進します。

6. 公表

寄付者の信託に基づいて寄付金の公正な管理・配分を、県民の理解と支持を得るために募金及び配分の計画を公表し、共同募金の透明性を確保します。

II 実施主体

共同募金は、社会福祉法人神奈川県共同募金会と県内58支会(19市25区14町村)で実施します。

Ⅲ 募金期間

共同募金運動は、社会福祉法第 112 条の規定に基づき、厚生労働大臣が定める期間である令和 6 年 10 月 1 日(火)から 3 月 31 日(月)までの 6 カ月間を実施期間とします。

ただし、市区町村を単位として実施する共同募金は、各地域の事情等に配慮して、従前と同様、12 月 31 日までの 3 カ月間を募金期間とすることに差し支えありません。

なお、寄付金は、年間を通じていつでも受け入れることができます。

また、県共同募金会では、1 月から 3 月までの 3 カ月間を強化期間として、県内を拠点とする企業等との協働事業を推進します。

Ⅳ 令和6年度共同募金計画

共同募金は、社会福祉法第 119 条の規定により、民間社会福祉施設・団体が地域福祉を推進するために必要とする資金量をあらかじめ把握して、募金目標額と配分計画を定めて組織的に行う「計画募金」です。

令和 6 年度は、配分計画及び目標額を次のとおり定めて、募金・配分事業を展開します。

◆ 令和6年度募金目標額(配分計画額) 12 億円

◆ 赤い羽根募金(一般募金)	8億2,285万円
1. 市区町村社会福祉協議会が行う地域福祉活動	3億412万円
2. 民間社会福祉施設が行う福祉活動	2億350万円
3. 広域的な福祉活動を行う民間団体の事業	6,670万円
4. 小地域で活動する在宅福祉サービス団体の事業	3,500万円
5. 子ども食堂等を対象としたボランティアな活動支援事業	2,000万円
6. 全国共通配分テーマ等に則した重点配分事業	500万円
7. 国内大規模災害時に緊急に対応する資金	3,600万円
8. ポストコロナ社会における緊急支援事業および災害対応事業	1,000万円
9. 全国的な共同募金の展開にあたる中央共同募金会の事業	328.7万円
10. 県共同募金会が行う事業	8,055.3万円
11. 市区町村支会が行う事業	5,869万円

◆ 年末たすけあい募金 3億7,715万円

市区町村社会福祉協議会が当該地域を単位として、援助を必要とする人たちの生活や地域福祉を支えるボランティア団体などの季節性高い活動を支援するための資金。

V 募金活動の展開

募金活動は、前記「Ⅲ 募金期間」に定める期間内に募金ボランティア活動を通じて、ご協力が得られるように次の方法により展開します。

また、「赤い羽根募金」と「年末たすけあい募金」を同時に募集する場合は、各募金の趣旨を明確にして寄付者の誤解を招かないように実施します。

1. 戸別募金

自治会・町内会や民生委員などの協力を得て、共同募金の趣旨・目標額・配分計画などを説明し、住民の自発的な協力によって寄付金が拠出されるように各家庭にお願いする募金です。

(1) 戸別募金は、基本的にボランティアが各家庭を訪問して、共同募金の趣旨・目標額・配分計画などを説明し、住民の自発的な協力によって寄付金が拠出されるよう努めます。

(2) 寄付者の判断の目安として、おおよその寄付金額を示すことは差し支えありませんが、強制感を伴わないよう十分に配慮して実施します。

(3) 自治会・町内会費などから一括して寄付をいただく場合は、事前に共同募金の趣旨を周知して、寄付者の理解を得られるように努めます。



- また、広報紙を各家庭に配布して、広報・啓発活動を推進します。
- (4) 自治会・町内会などに未加入の新興マンション住民に対して、管理組合等の協力を得ながら、募金活動や具体的な用途の周知を図り、事業を展開していきます。
 - (5) 寄付金を受け入れた時は、所定の領収書を発行して適正に取り扱います。
 - (6) 高額寄付者については、所得税・住民税の「寄付金控除」となる“税制上の特典”があることを周知します。

2. 街頭募金

ボランティアの協力を得て、鉄道各社の駅構内及び駅周辺やスーパー・商店街などの敷地内で、通行する皆さまにお願いする募金です。

- (1) 街頭募金は、募金期間開始後、当該支会の地域内の主要な地点において、継続的に実施できるようボランティアの参加を広く呼びかけるとともに、通行の妨げにならないよう人員の配置などに留意して計画的に行います。
- (2) 拡声器や音声等再生装置を用いた呼びかけ手段を準備するなど、募金活動時の状況に応じた対応に配慮して実施します。
- (3) 掲示物（ラミネート、パネル等）やチラシボックスを設置するなど、「視覚」による協力の呼びかけも効果的な手段のひとつとして採用します。
- (4) 寄付者に対しては、領収書の代用として“赤い羽根”もしくは“赤い羽根シール”を配付し、共同募金運動の広報・啓発に積極的に努めます。
- (5) 募金箱を開閉する場合は、当該支会の責任者が立ち会って実施します。



3. 法人募金

県内の企業・法人などに対して、郵便や訪問によってお願いする募金です。

- (1) 法人募金は、個々の企業などに協力を呼びかけるとともに、経済関係の団体と連携を保ちながら行うように努めます。
- (2) 本支店など法人の組織に関わらず、その事業所の所在する地域の福祉向上に参加されるように理解を求めます。
- (3) 拠出される寄付金が、法人税法上の全額損金扱いとなる“税制上の特典”を周知し、募金の開拓に努めます。
- (4) 募金に際しては、事前に募集計画を立てて依頼先を決定し、ダイレクトメール方式を活用するなどの方法により、寄付先の拡大に努めます。
- (5) 企業が製造・販売する商品等による物品寄付を受け入れて、社会福祉施設の利用者や生活困窮者への現物配分事業を実施します。



4. 学校募金

小・中学校、高等学校、大学、専門学校などに在籍する児童・生徒・学生や教職員にお願いする募金です。

- (1) 学校募金は、児童・生徒の福祉教育の一環として、教育委員会・校長会・PTA・職員組合などの理解を得られるように努めます。
- (2) 募金は、児童・生徒の自主性に配慮した呼びかけによって行いますが、学校・子ども会などに働きかけて、リーフレットやキャラクター仕様の募金箱等を活用することで関心を高めます。



5. 職域募金

県内の企業・法人、官公庁などの社員・職員に対してお願いする募金です。

- (1) 職域募金は、企業等で働く方がたを対象としますが、その幹部や労働組合などの理解を得ながら実施します。
- (2) 募金方法は、キャラクターバッジ・クオカード等を活用し、ポスター掲示により広く周知を促すなど、職場の環境に合わせて積極的な活動を促進します。



6. イベント募金

県内に拠点を置くプロ・スポーツチームとの協働事業をはじめ、各地域で催される行事

の際に呼びかける募金です。各チームや地元自治会が示している注意事項等を踏まえたうえで、募金活動を実施します。

(1) 各チームが実施するイベント会場や試合会場で、チームキャラクターのバッジ募金をはじめ、コラボグッズ等による広報活動を展開します。

(2) 各チーム所属の選手が提供したサイン入りグッズを、チャリティーオークションに出展し、落札された金額を寄付金として受け入れます。

(3) 福祉まつりや福祉大会など、当該地域内で開催されるさまざまなイベント事業に参加して、募金・広報活動を展開します。



7. その他の募金

前記の区分に当てはまらない募金です。

(1) 子ども会や老人会、ロータリークラブやライオンズクラブなどの企業・法人に該当しない団体からの寄付を受け入れます。

(2) 個人からの寄付を受け入れます。(個人大口寄付金を含みます)

(3) 企業との協働事業として実施する「共同募金仕様自動販売機」等を設置して、売り上げの一部を清涼飲料水メーカーから寄付金として受け入れます。

(4) 金融機関に預け入れた寄付金の預金利息(年2回)は、寄付金として計上します。

VI 配分事業の展開

1. 配分審査

令和6年度共同募金に対して、県内の民間社会福祉施設・団体から寄せられる申請要望は、募金期間終了後、あらかじめ定められた配分計画及び「令和6年度共同募金配分基準」に基づき、公正かつ厳正な審査を行います。

2. 配分金による事業の実施

配分金は、年末たすけあい援護資金など、直ちに使用するものを除き、原則として配分決定施設・団体の令和7年度事業費に充当します。

なお、「年末たすけあい募金」による配分事業は、別に定める「令和6年度年末たすけあい運動実施要綱」に基づき実施します。

3. 配分金による事業の周知

配分金による事業は、神奈川新聞紙上及び全戸配布資料などを通じて公表するとともに、赤い羽根データベース「はねっと」により、インターネット上で用途を公表します。

また、配分決定施設・団体からも積極的な広報が行われるよう協力を求めます。



VII 寄付金の取り扱い

1. 寄付金の管理

(1) 募金ボランティアは受け入れた寄付金を速やかに支会へ納入し、支会は収納した寄付金を速やかに県募金会に送金します。

(2) 寄付金の取り扱いは厳正を期し、別に定める諸規程に基づいて適正に管理し、寄付者の信託に応えます。

2. 共同募金運動経費

共同募金運動の実施に要する経費は、厚生労働省の指導(注)により、募金実績額の概ね1割とし、適正に執行します。

(注)都道府県知事宛・昭和42年9月19日付社庶第340号厚生省社会局長通知

VIII 個人情報の取り扱い

共同募金を実施する上で取得した個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第57号)及び神奈川県共同募金会「個人情報保護規程」(平成17年6月1日施行)に基づき適正に管理いたします。